

中央区宮崎町住宅地区緑地協定書

(目的)

第1条 この協定は、この協定に関わる人々が、秩序と調和を図りながら庭のみどりを豊かにし、自らその保護育成に努め、この協定に定める区域がみどりにつつまれ、洗練された町並みを形成することで、安らぎのある快適な住まい環境を実現できるよう、都市緑地法（昭和48年法律72号、以下「法」という。）第54条の規定に基づき定める。

(名称)

第2条 この協定を、中央区宮崎町住宅地区緑地協定（以下「協定」という。）とする。

(協定区域)

第3条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という。）及び緑地協定区域隣接地は千葉市中央区宮崎町770番41他で、別紙図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して3年以内において、協定区域内に2以上の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地所有者等」という。）が存することとなった時から効力が発生することとなり、この時以降において新に協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次の通り定める。これに基づき土地所有者等は、その所有権を有する土地又は地上権、若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化に努めるものとする。

- (1) 潤いと季節感にあふれた住宅地にするために、人目につきやすい場所には、花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木・生垣を植えるものとする。
- (2) 人居後においても所有者等は、自主的に花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木・生垣などを植えるものとする。
- (3) 道路などに接する部分は樹木の植栽によることが望ましいので、生垣または低木、フェンス等の併用によるものとする。ただし、出入り口または車庫等に用いる部分についてはこの限りではない。

○ 生垣に適した木

ベニカナメモチ、マサキ、サザンカ、ヒイラギモクセイ、サワラ、イヌツゲ、ウバメガシ、サンゴジュ、ハクチョウゲ、ピラカンサス、ドウダンツツジ等

○ 接道部等に植栽すべき低木

ツツジ、サツキ、ハマヒサカキ、カンツバキ、レンギョウ、ユキヤナギ、ヤマブキ、クチナシ等

- (4) 植栽する樹木は、協定区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣的环境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものを参考に植栽するものとする。

1) 花又は四季の変化を楽しめる木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、サツキ、ツツジ、ジンチョウゲ、アジサイ、ヤマブキ、アベリア、カイドウ、アンズ、ハナミズキ、ネムノキ、ハナズオウ、ハナモモ、ニシキギ、ザクロ、ヤマボウシ、イロハモミジ、クチナシ等

2) 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ブドウ、アンズ、ザクロ、リンゴ、ナシ、クリ、ウメ、ミカン、サクランボ、ムベ、ユスラウメ、クロガネモチ等

3) 鳥が集まる木

モッコク、ウメモドキ、ナンテン、ビラカンサス、ヒサカキ、エゴノキ、グミ、クロガネモチ、ヤツデ、アオキ、イヌツゲ、ソヨゴ、マユミ、トベラ、ナナカマド等

4) 景観を良くする木

シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、マテバシイ、ケヤキ、イチヨウ、ニセアカシア、ウバメガシ、ツゲ、キャラボク、カナメモチ、イヌマキ、ユズリハ、ゲッケイジュ、クスノキ、コナラ、カツラ、クヌギ等

(緑化管理に関する事項)

第6条 協定区域内の土地所有者等は、緑の環境を保全するために、植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。

- 2 植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成にかかる管理は各々土地所有者等において負担するものとする。

- 3 植栽した樹木が増改築等その他工作物の設置等により支障となる場合は、原則として移植するものとし、万一枯損した場合には補植するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定事項を変更しようとする場合は、法第48条第1項の規定に基づき、土地所有者等全員の合意により、千葉市長の認可を受けるものとする。

- 2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意により、法第52条第1項の規定に基づき、千葉市長の認可を受けるものとする。

(所有地の譲渡等)

第9条 この協定は新に土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、所有者は、所有地等を譲渡した場合、新に土地所有者等になった者に対し、この協定内容を明らかにする為、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(協定委員会の設置)

第10条 この協定の目的を達成するため、協定者は緑地協定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は再任を妨げない。
- 5 前各項及び次条に定めるもののほか委員会の運営、組織及び議事等に関して必要な事項は、委員会の承認を得て次条に委員長が別に定めることができる。

(委員会の役員)

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 1名
会計 1名

- 2 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、本協定の運営事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

(違反者等に対する措置)

第12条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損壊する等によりこの協定に違反したときは、委員会は違反者に対し協定で取り決めた事項の遵守を要求するものとする。なお、違反者がその求めに応じないときは委員会が違反者に代わってこれを行い、要した費用は違反者の負担とする。

(協定書の保管)

第13条 この協定書と認可通知書は、委員会が保管し、それらの写しを土地所有者等全員に配布し、土地所有者等はこれを保管する。

第14条 この協定に定めるもののほか、委員会の運営、組織その他について必要な事項が生じたときは、委員会が別に定めるものとする。

(補則)